

03.10.23

委員 久保井 一 匡

### 各分科会の検討経過報告に対する意見

去る平成15年10月20日開催された第6回行刑会議においてなされた各分科会報告について、以下のとおり意見を述べる。

#### 記

#### (1) 第1分科会関係について

軍隊式行進、居室内での姿勢・動作の制限、工場における裸体検身、受刑者間の交談禁止、黙想、わき見禁止などの行き過ぎた管理主義はやめるべきである。

(理由)

- ① 現在行われている上記のような行き過ぎた管理主義、すなわち、受刑者に対する力による支配は、前近代的なものであって諸外国にも例はなく、今回の改革で思い切ってやめるべきである。国際水準に従って、受刑者の行動の自由、人格の自由を認めるべきである。
- ② 少人数の職員で多数の受刑者を秩序ある形で管理するためには、現在の管理方法が必要というが、名古屋事件などの暴行事件はこのようなきびしい管理、職員の力による制圧がもたらしたことを深く反省すべきである。
- ③ 管理を緩めると暴動や逃走は起きる危険があるというが、現に外国でもそのようなことは滅多に起きていない。また、そのようなことを言っていては、いつまでも改革はなされない。
- ④ 受刑者間のケンカ、職員に対する暴行などに対しても可能な限り、受刑者に対する言葉による説得、コミュニケーション（心理学やカウンセリングの知識を身につけて）によって解決すべきであり、力による制圧はよほどのことのない限りすべきでない。

- ⑤ 今まで成功してきたと言われる、いわゆる日本型行刑（親父と息子の関係、支配服従の関係など）は受刑者に絶対服従を求める前近代的人間関係であり、21世紀には通用しない。とくに、外国人の受刑者などが増加する状況の中ではこの際思い切って近代的人間関係に切り替えるべきである。
- ⑥ 日本の刑務所は、明治40年代にドイツのテューゲル刑務所を手本につくり、当時は、ドイツでも現在の日本のような強力な管理主義が行われていたと聞くが、その後100年の経過の中で、ドイツは改革が進み、受刑者の人格を大幅に尊重することになっている。このような国際的動向は日本も無視できない。
- ⑦ 改革の実施については全国の刑務所で一律に実施することが心配であれば、段階的に又は部分的に実施して見て、その成果を他に拡げていく方法をとることにすべきである。

(2) 第2分科会関係について

この点については第2分科会の会議で申しあげます。

但し、監視機関については、各刑務所ごとにつくる市民中心の視察委員会とは別に国家による査察機関を設ける必要がある。但し、後者については当面不服審査機関がこれを兼ねることでも良い。

(3) 第3分科会関係について

つぎの2点をもう少し真剣に検討すべきである。

- ① 刑務所の医療を法務省から厚生労働省に移管する。
- ② 受刑者の死亡につき法医学者の立会などを条件とする死因の確定手続を整備する。

（理由）

① について

医療水準の引上げ（一般医療と同等にする）、医師の確保、医療の保安からの独立などは、いずれも緊急の課題あるが、かつて同様の問題をかかえていたフランスでは、刑務所医療の管轄を司法

省から厚生省に移すことによって大きな前進を見たと聞く。少なくとも第3分科会ではフランスの例をよく検討してほしい。

また、仮に当面は移管しないとしても厚生労働省の力を借りて刑務所医療と地域医療との連携・協力関係を構築する方策を探るべきである。

② について

受刑者の死亡については、イギリスでは特別の陪審法廷を開き、その死因を確認していると聞くが、日本で、いっきよにそこまで行かなくとも、せめて法医学者と受刑者の家族などを立ち合わせるなどの道を拓けることを検討すべきである。また、第3分科会の審議においてイギリスの制度を研究している福島至教授（龍谷大学教授）や勝又義直教授（名古屋大学教授・日本法医学会理事長）などを参考人としてヒヤリングし、その意見を聞いた上で最終結論を出してほしい。